

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から63年3月まで
② 平成元年2月及び同年3月

昭和58年ごろに国民年金保険料の納付書が届き、区役所で相談したが、資産が有るため免除してもらえず、そのため保険料を分割して納付した記憶があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は2か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和63年4月以降、国民年金加入期間について、申立期間②を除き国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、当時、生活上の大きな変化は無かったとしていることから、申立期間について保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和58年ごろに国民年金保険料を分割して納付書で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、昭和63年4月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立期間①のうち、57年10月から62年3月までについては、A市が国民年金の加入状況、保険料納付状況等を記録している国

民年金収滞納リストにおいて、当該期間は「登載なし」とされ、同市では申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったことが確認できることから、上記の国民年金に加入した時点までは、当該期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間①のうち、昭和62年4月から63年3月までについては、当該期間は現年度納付が可能であるものの、上記のA市の国民年金収滞納リストでは未納とされていることが確認できる上、申立人が国民年金老齢基礎年金を受給するために必要な納付期間である25年を満たす、申立人の35歳時点である63年*月から国民年金保険料を納付したものとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年12月から62年3月までの国民年金保険料のうち、定額部分については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年12月から62年3月まで
(定額及び付加保険料)
② 昭和62年4月から同年8月まで
(付加保険料)

申立期間①については、昭和61年12月に会社を退職し、A市B区役所において国民年金の加入手続を済ませ、納付書により付加保険料を含め郵便局で納付した。

また、申立期間②についても、付加保険料も含め納付した。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録しているA市の国民年金収滞納リストにおいて、当該申立期間の現年度保険料は未納となっているものの、オンライン記録により、昭和63年8月10日に納付書が発行されていることが確認できることから、この納付書により、過年度納付することが可能な定額保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、定額保険料に併せて、付加保険料も納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金付加保険料は、国民年金法第 87 条の 2 において、申出をした日の属する月以後の各月につき、納付することができる旨規定されており、A 市の国民年金収滞納リストから、申立人は付加保険料の申出を昭和 62 年 9 月 2 日に行い、同月以降、定額保険料に併せ付加保険料を納付していることが確認できることを踏まえると、申立期間①及び②について付加保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料のうち、定額部分については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和55年12月及び56年1月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年3月から53年7月まで
② 昭和53年10月から同年12月まで
③ 昭和54年4月から同年7月まで
④ 昭和54年11月
⑤ 昭和55年1月から同年3月まで
⑥ 昭和55年12月及び56年1月

私は、申立期間①から⑤はA町に居住し、国民年金保険料については、町内の方が集金に来ていたので納付していた。申立期間⑥は免除を取り消した覚えがないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月にB県A町で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立期間は現年度納付が可能であり、国民年金に加入しながら保険料を納付しなかったとは考え難い上、申立人は、申立期間直後の54年1月から同年3月までの保険料を納付していることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料についても納付し

たものとみても不自然ではない。

また、申立期間⑥については、特殊台帳において、申立期間を含む昭和55年度は、国民年金保険料の申請免除期間とされていたところ、昭和55年12月の欄に「資格喪失」と記載し、免除期間を12か月から8か月に変更していることが確認できるが、申立人が同年同月に国民年金の被保険者資格を喪失する事情は特に見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を取得した56年2月20日まで国民年金被保険者資格を有し、申請免除期間であったものとみるのが相当である。

一方、申立期間①について、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間①のうち、昭和52年3月から53年3月までの国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人が申立期間当時、居住していたとするA町では、国庫金である過年度保険料は取り扱っておらず、保険料をさかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立期間①のうち、昭和53年4月から同年7月までについては、厚生年金保険の記録が確認されたことに伴い、当該期間の直後の同年8月1日の被保険者の資格喪失及び同年10月10日の資格取得の記録は、平成21年3月19日に追加修正されたものであり、この時点までは、申立期間を含め昭和53年4月から同年9月までは現年度納付が可能であり、仮に、この期間の国民年金保険料が納付された場合、同年8月及び同年9月は、厚生年金保険の被保険者期間であることから、保険料は還付されることとなるが、保険料が還付された記録は無いことを踏まえると、申立期間の保険料は納付されなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立期間③、④及び⑤について、申立人は、A町で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間③はB県C市に、申立期間④及び⑤はD県E市及びF県G市に居住していたことが、戸籍の附票及び特殊台帳により確認できることから、申立期間の保険料をA町で納付していたとする申立内容とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間①、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、既に統合されている国民年金手帳記号番号*（同番号は昭和45年2月に払い出されているが、46年12月1日に資格喪失）以外には、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 55 年 12 月及び 56 年 1 月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和36年4月に、亡くなった両親が、私と兄の国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、兄の保険料と一緒に納付してくれていた。兄が納付済みであるのに、私が未納となっているのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までについては、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年12月に申立人の母親及び兄と連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、当該期間は過年度分として保険料を納付することが可能であった上、申立期間当時、申立人が居住するA市では、集金人が過年度保険料についても取り扱っていたことが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の兄については、当該期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、申立人の両親が、当該期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までについては、申立人の両親が申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の兄も未納である上、申立人の両親又は申立人が当該期間の保険料を納

付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から49年3月まで

昭和46年2月に会社を退職して自営業となったため、亡くなった母親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれてはいたはずである。申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親も、国民年金加入期間について、60歳になるまで保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、この時点で、当該期間の保険料は、現年度納付が可能である上、申立人の母親は当該期間の保険料を納付していることが確認できることから、当該期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和46年5月から48年3月までについては、上記の申立人が国民年金に加入した時点で、当該期間の国民年金保険料を

納付するには過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間うち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年9月、62年4月、同年6月から同年9月まで、平成6年10月、同年12月から7年9月まで、8年10月から9年9月まで、13年5月から同年9月まで、14年11月及び15年9月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立期間のうち昭和58年9月は30万円、62年4月及び同年6月から同年9月までは36万円、平成6年10月及び同年12月から7年9月までは41万円、8年10月から9年9月までは28万円、13年5月から同年9月までは28万円、14年11月は50万円、15年9月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月1日から平成17年5月3日まで

申立期間について給与の支給額から見た標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額等を比較すると、オンライン記録の方が低くなっている部分もあるので、在籍期間について調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、

これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の所持する給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から認められる標準報酬月額は、昭和58年9月は30万円、62年4月及び同年6月から同年9月までは36万円、平成6年10月及び同年12月から7年9月までは41万円、8年10月から9年9月までは28万円、13年5月から同年9月までは28万円、14年11月は50万円、15年9月は47万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和55年9月から58年8月まで、同年10月から61年9月まで、同年11月から62年3月まで、同年5月、同年10月から平成2年11月まで、3年1月から4年7月まで、同年9月から6年9月まで、同年11月、7年10月から8年9月まで、9年10月から11年1月まで、同年3月から13年4月まで、13年10月から14年10月まで、同年12月から15年8月まで、及び同年10月から17年4月までの期間における標準報酬月額については、給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額が、社会保険庁（当時）に記録されている標準報酬月額よりも低い額であることから記録の訂正は行わない。

また、申立期間のうち昭和53年11月から55年8月まで、61年10月、平成2年12月、4年8月及び11年2月の期間については、申立人は給与支払明細書を所持しておらず、当該事業所の顧問税理士及び当時の同僚に照会しても、当該期間における関連資料及び申立人の給与からオンライン記録に記載された標準報酬月額以上の厚生年金保険料が控除されていたことに関する供述を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると昭和53年11月から55年8月まで、61年10月、平成2年12月、4年8月及び11年2月の期間について、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和42年9月26日に訂正し、申立期間に係る同年9月の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月26日から同年10月26日まで

私は、昭和33年8月1日から平成14年10月25日に定年退職するまで途切れることなくA株式会社に勤務していたが、同社C工場から同社B営業所へ異動した昭和42年9月26日から同年10月26日の1か月間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の元同僚が所持している社内報及び元同僚の供述並びに雇用保険の加入記録から、申立人は当該事業所に継続して勤務し（昭和42年9月26日にA株式会社C工場から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B営業所における昭和42年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、株式会社A（現在は、B株式会社）における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は26年12月1日であると認められることから、同社における資格喪失日（昭和24年8月1日）及び資格取得日（昭和25年2月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社AのC支店における資格喪失日に係る記録を昭和33年6月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月1日から25年2月1日まで
② 昭和33年5月21日から同年6月1日まで

私は、株式会社Aに入社後、退職するまで継続して勤務していた。社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の厚生年金保険加入記録が抜けていることが判明した。申立期間について、厚生年金保険加入期間として訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出したB株式会社人事部長名の「退職証明書」及び「職員カード」並びに雇用保険の記録から、申立人が昭和23年1月

21日から25年7月7日までの期間、株式会社A本社D部に継続して勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和24年8月1日に資格を喪失し、25年2月27日に資格を取得した記載のある元同僚6人のうち、2人については、オンライン記録において空白期間は無く、申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、株式会社Aにおける資格取得日が昭和19年6月1日と記載されているが、資格喪失日の記載が無いことが確認できることから、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所における申立人に係る年金記録の不適切な管理により、申立人の申立期間における加入記録が失われたものとするのが相当であると認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日（昭和24年8月1日）及び資格取得日（昭和25年2月1日）を取り消し、資格取得日を昭和19年10月1日、資格喪失日を26年12月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人が提出した上記の「退職証明書」及び「職員カード」、元同僚の供述並びに雇用保険の記録から、申立人が昭和33年5月21日から34年12月21日までの期間、株式会社Aから株式会社E（現在は、株式会社F）に出向し、勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録及び株式会社Eに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該事業所は昭和33年6月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、B株式会社の担当者は、「申立期間当時、株式会社Aからの出向者については、給与は当該事業所から支給されており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」旨を供述していることから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのC支店における昭和33年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和42年4月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月28日から43年6月1日まで

昭和41年3月6日にC株式会社（現在は、株式会社D）に入社し、42年4月に関連会社のA株式会社B工場に異動して45年5月31日まで継続して勤務していたにもかかわらず、ねんきん特別便を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B工場の関連会社である株式会社Dの総務担当者及び複数の元同僚の回答から、申立人が申立期間においてC株式会社及びA株式会社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の総務担当者は、申立期間当時からC株式会社に勤務している同社の代表取締役は、「申立人は、昭和41年3月にC株式会社に入社してA株式会社に転籍し、A株式会社を退社するまで正社員であったので、厚生年金保険には加入していたはずである。」と話していた旨回答している。

さらに、上記の複数の元同僚は、「申立期間当時、C株式会社からA株式会社B工場に異動した人事担当者は、当該事業所に赴任してまもなく亡くなったため、当該事業所における厚生年金保険の手続が滞ったのではないかと思

われる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和43年6月の社会保険事務所（当時）の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

一方、A株式会社B工場に係るオンライン記録では、当該事業所は昭和42年5月1日から適用事業所となっており、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、A株式会社B工場は法人事業所であり、複数の元同僚の回答によれば、当該事業所は申立期間において10人以上の従業員を雇用していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の総務担当者は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和42年4月28日から同年5月1日の期間については、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められる。また、申立期間のうち、42年5月1日から43年6月1日までの期間については、事業主による申立てどおりの被保険者資格取得届や申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が資格取得日を43年6月1日として届け、これらの結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年4月まで
私の国民年金は母親が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付してくれたと言っているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成7年7月ごろに払い出されていることが確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認でき、これはA市が保管する国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金加入届出日が同年同月20日(新規)と記載されていることとも一致する。

また、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している年金手帳において、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、平成6年8月13日とされていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、未納となっていた平成6年8月から7年3月までの国民年金保険料を同年9月6日に一括で過年度納付していることが確認できることから、このことと誤認している可能性もうかがわれる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から46年3月まで
昭和36年4月ごろ、亡父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。
未納となっていた申立期間の国民年金保険料は、A市B区C町に住んでいた昭和46年4月以降の保険料の納付時に、集金人に未納期間が有ると言われたので、集金人にさかのぼって納付した。申立期間が未納とされていることは納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納となっていた申立期間の国民年金保険料を、A市B区に居住していた昭和46年4月以降の保険料の納付時に、集金人にさかのぼって納付したと主張している。

しかしながら、申立人は、申立人の夫と一緒に昭和46年4月から国民年金保険料を納付していることがオンライン記録から確認でき、この時点で申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付や過年度納付の保険料は集金人に納付することはできず、申立内容とは符合しない上、申立人の夫についても申立期間に対応する期間の保険料が納付されていないことが確認できる。

また、申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、

別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年8月までの期間及び37年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年8月まで
② 昭和37年5月から同年10月まで

申立期間①については、昭和36年4月15日に、母が国民年金に加入した際、私についても加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間②についても、母は私の保険料を納付した記憶があるとしている。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和36年4月15日に国民年金に加入した際、一緒に加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年7月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認される上、申立人は、同年6月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることがオンライン記録において確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申

立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1614

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から47年3月まで

私は、父親が経営する食堂で働いていたところ、家族全員で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は集金人に一緒に納付した。申立期間の納付記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、家族で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付してきたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年3月に申立人の両親と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人及びその両親は、このころ国民年金に加入したものと推認されるものの、申立人の父親は、48年10月8日に、60歳になる前月である46年*月までの保険料97か月分を一括納付し、申立人の母親は、50年9月5日から51年1月9日の間に、40年7月から47年3月までの保険料68か月分を、現年度納付が確認できる13か月分を除き8枚の納付書で納付し、それぞれの年金受給資格期間を満たしていることが確認できることから、保険料を一緒に納付したとする申立内容とは符合しない。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和39年3月から41年3月までの国民年金保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることになるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人又はその母親若しくは申立人の妻が申立期間の国民年金

保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から62年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から62年8月まで

私は、昭和60年3月末にA市役所を退職後、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の納付記録が無いことは納付できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年3月末にA市役所を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年10月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できる上、A市の保管する国民年金被保険者名簿において、同年同月から平成元年3月まで保険料を納付していることが確認できるものの、昭和63年9月24日に任意の被保険者資格で国民年金に加入した旨の記載が有り、申立期間は国民年金の未加入期間となることから、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1616

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年7月まで
申立期間について、こげ茶色の年金手帳で集金人に国民年金保険料を納付したはずである。
私の国民年金の加入が昭和49年ということに不信を抱いたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年8月に任意の資格で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年1月まで

50歳ぐらいまで私は国民年金に加入できないと、あきらめていたが、広報で国民年金保険料の特例納付が実施されることを知った。早速、区役所で国民年金の加入手続を行い、さかのぼって保険料を納付した。申立期間が未納とされていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、申立期間は国民年金に任意未加入期間である上、申立人が所持している年金手帳でも「はじめて被保険者となった日」は50年2月10日となっていることが確認できる。

なお、申立人は、上記の国民年金に加入した時点で、昭和51年度及び52年度の国民年金保険料を過年度納付するとともに、昭和50年2月から51年3月までの保険料を2か月ずつ特例納付していることが特殊台帳及び領収済通知書により確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から45年3月まで

私が20歳になったころ、父親から国民年金の加入手続をするから家業を手伝うように言われ、父親が国民年金保険料を納付してくれていた。父親が昭和44年*月に亡くなった後は、母親が、保険料を納付してくれてはたらずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になったころ、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立人の父親が亡くなった後は、申立人の母親が保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の父親が亡くなった後である昭和45年10月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立期間のうち、昭和40年6月から44年6月までについて、申立人は、同年7月19日に国民年金の被保険者資格を取得していることが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳から確認でき、これは、オンライン記録とも一致していることから、当該期間は、国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和44年7月から45年3月までについて、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、当該期間の国民年金保険料は過年度納付となるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

加えて、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1619

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

私は、外国籍の人も国民年金に加入できると聞いたので加入し、申立期間の国民年金保険料はA信用金庫B支店で納付していたので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、外国籍の人も国民年金に加入できると聞いたので加入し、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、昭和61年4月に払い出されていることが確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認される。

また、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録しているC市の国民年金収滞納リストでは、申立期間のうち、昭和57年1月から60年3月までは「登載なし」、同年4月から61年3月までは「未資格期間」であり、資格取得日は同年4月1日と記載されていることから、申立期間において、同市は、申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったものと考えられ、これはオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、通称名を含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1620 (事案 47 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
第三者委員会より納付記録の訂正は必要でないとの通知を受けたが、昭和 36 年 4 月から、国民年金保険料を妻と一緒に納めてきており、40 年まで国民年金に加入しないということは考えられない。なお、私の国民年金手帳には資格取得が 36 年 4 月 1 日(強制)となっており、申立期間が未納とされていることに納得できないので、再申立てする。

第 3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 申立人は、昭和 36 年 4 月以降、夫婦共に国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、国民年金手帳記号番号は、40 年 10 月に妻と連番で払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 昭和 40 年 10 月時点では、既に申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立人も国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶が無いとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 2 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 36 年 4 月以降、妻と一緒に国民年金保険料を納付しており、40 年まで国民年金に加入しないということは考えられないとして再申立てを行っている。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 10 月に申立人の妻と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人は

国民年金に加入したものと考えられ、申立内容とは符合しない上、この時点で、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって保険料を納付したとの主張も無い。

また、申立人は、所持している国民年金手帳に昭和36年4月1日(強制)とされていることから、申立期間が未納とされていることに納得できないともしているが、これは、申立人が国民年金被保険者の資格を取得した日を示すものであり、国民年金保険料納付の事実を示すものではないことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1621

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年8月から55年2月まで

私は、会社が倒産したため、昭和53年8月にA市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間は免除期間とされているが、国民年金保険料は、納付書で金融機関で納付したはずであり、納付できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年8月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間当時に作成された国民年金被保険者台帳である特殊台帳には、申立期間は申請免除期間である旨が記載されており、これはオンライン記録とも一致している上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 21 日から 41 年 2 月 20 日まで
② 昭和 42 年 2 月 21 日から 43 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 2 月 2 日から同年 3 月 2 日まで

私は、昭和 33 年、A店に入店し、35 年 2 月から厚生年金保険に加入し、45 年 2 月までA店に住み込みで働いていた。その間、事業所が合併し、名称変更等があったが、一度も退職していない。厚生年金保険料がクリーニング店より給与から天引きされていたが、60 か月ほどの未加入期間があるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A店に係る申立期間①及び②について、複数の同僚の供述及び申立人が所持する 10 年勤続表彰状により、申立人が当該事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A店は当時、B企業組合及び株式会社Cの営業所として厚生年金保険の適用を受けており、申立期間①及び②は、いずれもB企業組合及び株式会社Cの営業所として厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の期間であり、A店の名称で法人登記は確認されない上、オンライン記録からも厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、当時の複数の同僚に照会しても、申立人の勤務実態及び当該期間に従業員の給与から厚生年金保険料が控除されたことは確認できない。

D社に係る申立期間③について、事業所関係者は、「当時のことは分からないが、申立人が一度退職したことを聞いたことがある。」と供述している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和44年2月2日に資格喪失した後、いったん、同年2月に政府管掌健康保険の被保険者証を返納し、再び同年3月2日に資格取得していることが確認できることから、当該被保険者名簿において不自然な記載は見当たらない。

加えて、申立人のいずれの申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 35 年 9 月 30 日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和 34 年 6 月ごろから 35 年 9 月ごろまでの A 株式会社で勤務していた期間が空白になっていることが分かった。当該期間については運転手として同社に勤務しており、未加入期間となっていることは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する写真及び A 株式会社の元従業員の供述により、同事業所において申立人が申立期間当時に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 株式会社は既に解散していることから、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が入手できない上、当時の元事業主も既に亡くなっているため、同事業所における当時の厚生年金保険への加入状況や申立人の厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、A 株式会社の複数の元取締役及び元同僚に照会したところ、申立人について厚生年金保険の適用及び給与から保険料が控除されていたことが確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、A 株式会社が所属していた B 健康保険組合に照会したところ、同社の加入は同健保組合の設立時である昭和 39 年 5 月 1 日であり、それ以前の同社に関する資料は存在しないことから、申立人について健康保険の加入の有無は不明である旨の回答があった。

加えて、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立

期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番もみられないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月1日から29年2月1日まで

私は、高校を卒業してすぐにA株式会社に就職し、約1年間勤務したが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の同僚には加入記録があり、私だけ記録が無いことは納得できないので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は昭和31年5月27日に解散しており、事業主も既に亡くなっているため、申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人が氏名を記憶している同僚は既に亡くなっているか所在が不明であり、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚に対して照会したが、申立てについて確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて記憶を有していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1532 (事案 141 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 61 年 4 月から 63 年 8 月までの 28 か月間について未加入期間となっていることが分かった。この間は株式会社Aに薬剤師として勤務していた時期で、厚生年金保険が未加入期間となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、株式会社Aの事業主及び同僚の供述から、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは認められるが、給与明細書等、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料が無い上、申立人の夫が役員として勤務していたB株式会社が保管する申立人の夫の健康保険被扶養者新規(異動)届等から、申立人が申立期間に夫の扶養家族として国民年金第3号被保険者であったことが確認できるとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間より前の期間においては、夫の扶養家族として国民年金に加入していたが、昭和61年4月1日からは夫の扶養家族ではなくなり厚生年金保険に加入したと主張しているが、新たな資料及び周辺事情は見当たらない。

そこで、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査に加えて、株式会社Aの代表取締役等に照会したところ、同代表取締役は、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入記録が無い理由として、申立人本人の「夫の扶養家族をはずれたくな

い。」との希望に応じて社会保険加入の手続をしなかったものであり、申立期間当時、申立人はパートとして勤務していた旨の供述をしている。

また、株式会社Aが発行した昭和63年分の申立人に係る給与所得の源泉徴収票及び平成元年度分住民税特別徴収税額の通知書を新たに検証したところ、当該資料に記載されている同年分の社会保険料は、オンライン記録において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同年8月からの標準報酬月額を基に算出した社会保険料とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、株式会社Aにおける入社時の契約で、入社当初より社会保険に加入していた旨の主張をしているが、申立人がその契約をした当該事業所の代表取締役であったと供述している人物は、「自分は当時、代表取締役ではなく、社会保険の手続にも関与していなかったため、申立人との契約については何も知らない。」旨の供述をしている。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月1日から44年11月1日まで
私は、昭和42年11月から44年10月まで、株式会社Aに勤務（経営）していたが、オンライン記録における厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る法人登記簿謄本の記載から、申立人が申立期間において、当該事業所の代表取締役であったことは確認できるが、オンライン記録及び厚生年金保険事業所の記号簿において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することはできない上、上記登記簿謄本に記載されている申立人以外の役員についても申立期間における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、申立人が記憶している元従業員のうち一人は、「健康保険は政府管掌健康保険であった。」と供述しているが、当該従業員の申立期間における厚生年金保険の加入記録についても確認できず、申立期間当時、当該事業所の従業員について厚生年金保険が適用されていたことは確認できない。

さらに、申立人が記憶している取引先の関係者に照会しても、当該事業所の厚生年金保険の適用について確認することはできない。

加えて、申立人の妻が4女を出産したとしている医療機関及び申立人が負傷をした際に受診したとしている医療機関に対し照会したが、いずれも当時のカルテが保管されていないと回答しているため、申立てに係る事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 11 月 1 日から 57 年 8 月 31 日まで
(A株式会社)
② 平成 4 年 11 月 1 日から 6 年 2 月 25 日まで
(株式会社B)
③ 平成 6 年 3 月 5 日から 8 年 3 月 30 日まで
(株式会社C)

申立期間①では営業を担当し、医療用のローラーベッドの販売をしていた。在籍期間中の給与は月 25 万円で、厚生年金保険料を毎月 1 万円納めていた。

申立期間②では厚生年金保険の加入期間を 25 年以上にするため、会社に入社を確認したことがある。給与は月 27 万円で、厚生年金保険料は毎月 1 万 2,000 円だった。

申立期間③では当時の専務から社会保険、雇用保険に加入する約束をもらい、月 27 万円の給与から厚生年金保険料を毎月 1 万 3,000 円納めていた。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立期間①については、申立期間当時の同僚の供述から申立人が申立期間当時営業職として当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚のうち一人が、当時申立人と同様に営業職に従事していたと記憶している 3 人についても、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載されていないことから、申立期間当時当該事業所においては必ずしも従業員のすべてについて厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は申立期間当時D県E市において国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、当該事業所は昭和59年2月に解散し、申立期間当時の事業主も所在不明の上、当時の上司及び複数の同僚に照会しても申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料等は確認できない。

株式会社Bに係る申立期間②については、申立期間当時、当該事業所に勤務していた現在の代表取締役の供述から、申立人が当該事業所に営業担当者として勤務していたことは推認できるものの、上記代表取締役は、「申立人の勤務期間は申立期間よりも短く、1年間もないと思う。また、厚生年金保険に加入させるか否かは営業成績に応じて判断していたので、申立人の営業成績から考えれば加入させていなかった可能性が高い。」と供述している。

また、上記代表取締役が記憶している当時の営業担当者のうち、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていない者が複数名みられることから、当時当該事業所においては必ずしも従業員のすべてについて厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に照会しても当時の関係資料は保管されていないため、申立人の勤務実態等は不明と回答していることから、申立人の申立期間に係る正確な勤務期間及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことは確認できない。

株式会社Cに係る申立期間③については、オンライン記録において同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人が記憶している元上司の供述によれば「会社は厚生年金保険には加入していない。申立人も自分と同じ出来高払制で働いていた。」と供述している上、申立期間において国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで
(A工場)
② 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 4 月 3 日まで
(B工場)
③ 昭和 46 年 9 月 11 日から 47 年 4 月 1 日まで
(C工場)
④ 昭和 47 年 10 月 21 日から 48 年 4 月 1 日まで
(B工場)

申立期間①においてはA工場に、申立期間②及び④においてはB工場(現在は、D株式会社)に、申立期間③においてはC工場に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A工場に係る申立期間①、B工場に係る申立期間②及び④、C工場に係る申立期間③について、それぞれの申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の元同僚に照会しても、申立期間①、②、③及び④における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、上記の各事業所が加盟していた、E協同組合に保管されている事業所別の厚生(基礎)年金台帳一覧表に記載されている申立人の厚生年金保険の加入記録と、社会保険事務所(当時)の記録はすべて一致している。

さらに、すべての申立期間について、雇用保険の記録において、申立人の加入記録は確認できない上、申立期間の各事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険証の番号は連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の厚生年金保険加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間①に係るA工場及び申立期間③に係るC工場は既に解散し、当時の事業主の所在も確認できないため、申立てに係る事実を確認することはできない。また申立期間②及び④に係るB工場についても申立てに係る事実を確認できる関連資料は保管されていない上、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人が勤務していたことは確認できない。

このほか、いずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 12 月 23 日ごろから 24 年 3 月 31 日まで
② 昭和 27 年 1 月 1 日ごろから 31 年 3 月 25 日まで

私は、昭和 20 年 12 月 23 日ごろから、A 国軍 B 基地内の C に、D 係として勤務した。その後、E の F に移った。職場は、24 年 4 月 1 日以降は G、それから、時期は不明だが H の所属になった。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している「退職手当支給申請書兼領収書」の記載から、申立人が A 国軍 I 空軍 B 基地内で D 係として昭和 20 年 12 月 23 日から 32 年 9 月 26 日まで継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間①については、昭和 23 年 12 月 1 日の厚生省保険局長の通達によると、進駐軍労務者は 24 年 1 月 1 日以降、国の事務所に使用される者として、健康保険法及び厚生年金保険法の強制被保険者として適用することとされており、オンライン記録によれば、J 渉外労務管理事務所についても、同年 4 月 1 日に適用事業所となっていることが確認できる上、当時の複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日についても申立人と同様、同年 4 月 1 日以降となっていることが確認できる。

申立期間②については、昭和 26 年 7 月 3 日の厚生省保険局長の通達によると、連合国軍要員のうち、クラブ、PX、ホテル、劇場、宿舎などの非軍事的業務に使用される者は、同年 7 月 1 日以降においては雇用関係の切替えによって、政府の直僱使用人としての身分を喪失し、同日以降、クラブ、宿舎施設、食堂、映画

事業等に使用される者は、健康保険法及び厚生年金保険法の強制被保険者とならないとされている上、当時、申立人が同僚と記憶している者3人のうち2人についても、申立人と同様に厚生年金保険の資格取得日が31年3月26日となっていることから、申立期間②において、申立人が当該事業所において、厚生年金保険料を給与から控除されていたことは確認できない。

さらに、当時、進駐軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理は、進駐軍施設の所在する都道府県に設立された渉外労務管理事務所で行われていたが、J 渉外労務管理事務所の資料を現在保管するK県に対し、申立人の記録について照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無いと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで
② 昭和 60 年 4 月 1 日から平成 5 年 10 月 13 日まで

申立期間①は株式会社Aで、申立期間②は有限会社Bで勤務していたが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、それぞれが厚生年金保険の未加入期間となっている。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aの元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所の事業主は、当時の一切の資料は保管していない旨回答していることから、申立人の申立期間に係る正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、複数の元同僚が、申立期間当時、申立人と同様に当該事業所の責任者として勤務し、ほぼ勤務形態・業務内容が同質であったとする元同僚の氏名も確認ができない。

申立期間②について、申立人が有限会社Bに勤務していたことは複数の元同僚の回答や供述によって推認できる。

しかし、当該事業所は勤務記録や給与台帳等の資料を保管しておらず、事業主に照会したが、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、有限会社Bの事業主は厚生年金保険の加入手続を必ずしも全員について

行っていなかった旨回答し、複数の元同僚が「事業主は厚生年金保険の適用について消極的であり、個人の希望等により加入させていた。」と供述している上、申立人が当該事業所に入社した当時の上司についても、申立期間当時における厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、雇用保険の記録において、申立人が株式会社A及び有限会社Bにおいて雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 26 日から 39 年 1 月 1 日まで

私は、A株式会社（現在は、株式会社B）に昭和 35 年 10 月 22 日に入社し、C店とD店に 38 年 12 月末まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 35 年 12 月 26 日となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間にA株式会社に勤務していたことは推認できるが、当該事業所の事業を引き継いでいる株式会社Bに照会したところ、同社は合併・分社を繰り返しており、賃金台帳等関連資料は保管されていない旨回答をしていることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用を確認することはできない。

また、申立期間中に継続してA株式会社に勤務していた複数の元同僚は、申立人を憶えているものの、申立人の勤務期間についての記憶は無い。

なお、申立人の婚姻は、申立期間中の昭和 37 年 1 月*日であるが、当該同僚の一人は、「申立人は、A株式会社に勤務している間には結婚していなかったと思う。」と供述していることもあり、申立人は少なくとも、37 年 1 月以前に当該事業所を退職していた可能性がある。

さらに、A株式会社E部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 35 年 10 月 22 日に被保険者資格を取得し、同年 12 月 26 日付けで資格を喪失している記載があり、備考欄には「返」と記載されていることから、資格喪失とともに健康保険証が返納されたものと考えられる。

加えて、A株式会社E部は、昭和37年8月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなり、従業員は、同日付けでA株式会社F部の厚生年金保険の被保険者となっているが、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の氏名を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から30年1月1日まで

株式会社Aに、昭和25年11月から30年6月まで勤務していたが、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が抜けていることが判明した。当該事業所は、入社後、B市C区内から同市D区内へ移転しており、移転前の期間の厚生年金保険の加入記録が抜けているものと思われる。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和24年3月に中学校を卒業後、他の事業所に1年余り勤務した後、25年11月に株式会社Aに入社したと述べているが、申立人の生年月日を当時の義務教育の就学年齢に当てはめると、26年3月に中学校を卒業することになるため、申立人の主張とは一致しない。

しかしながら、元同僚の供述から、申立人の入社日を特定することはできないが、昭和30年1月1日前において株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和30年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所は、法人登記簿によると、昭和35年4月30日に解散している上、36年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に亡くなっていることから、その事業主の長男に照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管していない旨回答しているため、

申立期間に係る正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立期間当時の同僚に照会したが、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認するための資料及び供述を得ることはできない。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の記憶する元同僚2人を含む4人についても、当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じく昭和30年1月1日であることが確認できる上、元同僚の1人は、「当該事業所は、同日前には、適用事業所ではなかったと思う。」旨の供述をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 11 月 1 日から 58 年 1 月 31 日まで
② 昭和 58 年 4 月 25 日から同年 10 月 31 日まで

昭和 57 年 11 月ごろから 1 年間くらい、A 社に勤めていたと思う。57 年年末の忘年会、58 年 5 月ごろの社員旅行にも同行した。1 年くらいは勤務したはずであるのに、「ねんきん特別便」では、年金記録は 58 年 2 月 1 日から同年 4 月 25 日までになっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、複数の元同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が A 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に照会したところ、当時の賃金台帳等関係資料は既に廃棄していることから、申立人の勤務実態等について確認できる回答は得られず、申立期間当時の同僚に照会しても申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる供述を得ることはできなかった。

また、申立期間①について、事業主の妻は、「申立期間当時は、3 か月程度の試用期間を設けており、当該期間については、厚生年金保険料は控除していない。」旨供述している。

申立期間②について、申立人は継続して勤務していたと申し立てているが、事業主の妻は「申立人は昭和 58 年 4 月半ばに無断欠勤が続いたため、同月末日に申立人に退職するように通告をし、退職してもらった。その後、申立人は労働基準監督署に申立てをし、同署から同年 5 月分の給与を支払うよう勧告を受けて支払ったことを記憶している。」と供述している。

また、厚生年金保険料の控除については、「昭和 58 年 2 月及び同年 3 月については当月に保険料を控除しているが、同年 4 月については保険料を控除せずに給与全額を支払った。」と供述している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人について昭和 58 年 5 月 10 日に健康保険証が返納された旨の記載があり、当該原票に不自然な記載及び訂正は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 16 日から 45 年 7 月まで

A社に昭和 43 年 7 月 1 日から 45 年 7 月まで勤務していたが、ねんきん定期便に係る年金加入記録によると、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないが、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に廃業している上、昭和 44 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿に記載されている事業主に照会したものの、当時の賃金台帳等関連資料を保管していないため、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、当時の元同僚に照会したものの、申立人の申立期間における正確な勤務期間及び厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。そのほか、同僚の一人は、「私もA社に2年ほど勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は1か月しかない。」と供述している上、申立人と同じ営業の仕事をしていた同僚も厚生年金保険の加入記録は1か月しかないことから、当該事業所においては、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被

保険者資格の喪失年月日は昭和 43 年 8 月 16 日と記載され、健康保険証が返納されたことを示す記載があることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用について不自然な記載は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年2月21日から36年12月1日まで
申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は結婚のため、昭和36年12月1日に会社を退職後、すぐにA県B市に転居したので、支給された当時はC市にはいなかった。脱退手当金を受給した覚えがないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には「受付 37. 2.15 D社会保険出張所」、「小切手 37. 6.14 交付済」と押印されているほか、住所が「B市E町*F方G」に変更された旨記載されているメモ書きが添付されており、このメモ書きにも上記と同様に「小切手 37. 6.14 交付済」と押印されていることから、国庫金送金通知書により、脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和37年5月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1543

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 28 日から 39 年 4 月 1 日まで
結婚のため事業所を退職したが、脱退手当金はもらった記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年8月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月 11 日から同年 6 月 11 日まで

私は、平成 10 年 5 月 11 日から A 歯科に勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間は同年 6 月 11 日からとなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 歯科の給与支払明細書から、申立人は申立期間において、当該事業所に勤務していたと認められる。

しかしながら、申立人が所持する平成 10 年 5 月分及び同年 6 月分の給与支払明細書によると、厚生年金保険料は控除されておらず、保険料の控除が確認できるのは、同年 7 月分からである。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者資格取得日は、平成 10 年 6 月 11 日とされており、厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が同日に入社したとする同僚についても、厚生年金保険被保険者資格取得日は申立人と同日の平成 10 年 6 月 11 日とされている。

加えて、当該事業所は、「申立期間当時の関係資料は保管していないため、厚生年金保険の取扱状況については分からない。」と供述しているほか、申立人が所持する公共職業安定所の求人票には、「試用期間あり」の記載が確認できることから、申立期間については試用期間であり、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。